

美唄市地域活性化起業人 募集要項

【① 募集概要】

北海道美唄市（以下「本市」という。）では、総務省が制定する「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」を活用し、本市の「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」（以下「美術館」という。）に併設していた幼稚園（旧幼稚園）の空き教室等のスペースを利用した幼児教育の振興や生涯学習の実践等を推進する取組に御協力いただける企業（以下「派遣企業」という。）を募集します。

派遣企業の選定後、本市と派遣企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について、協定を締結した上で、派遣企業は、本市へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、本市の幼稚園跡地の利活用に関する業務に従事します。

【② 業務内容】

派遣社員は、派遣企業等で培われたイベント等の企画運営に関するノウハウや知見、ネットワーク等を活かして、旧幼稚園の空き教室等や美術館の敷地を利用した幼児教育の振興や生涯学習の実践など、旧幼稚園の利活用の実現に向けた取組みを推進するため、次に掲げる業務に従事します。

- （１） 幼児教育の場としての再生と活用に関する企画運営
- （２） 地域を超えた子どもたちの活動の場としての活用に関する企画運営
- （３） 多種多様な目的のための活用に関する企画運営

【③ 募集人数】

１人

【④ 主たる勤務地】

美唄市教育委員会事務局 学務課（美唄市役所内）

【⑤ 派遣期間】

１年以上 ３年以内

【⑥ 派遣要件】

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

（１） 派遣企業に関する要件

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の

全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等であること。

(2) 派遣社員に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。)であること。ただし、当該企業等に入社後 2 年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

ウ 普通自動車免許を取得している者であること。

【⑦ 受入期間】

令和 8 年 4 月から(具体的な受入開始月日は協議の上決定します。)

【⑧ 派遣形態】

派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は派遣企業の規程に従います。

【⑨ 就業条件】

派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の条例、規則その他の規定に従います。

- ・ 勤務時間 原則 8 時 45 分から 17 時 15 分まで(休憩 45 分を含む。)
- ・ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

【⑩ 費用負担】

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給します。また、派遣社員の派遣、従事に要する費用として、本市が派遣企業に対し、年額(年度)560 万円を限度に負担します。ただし、派遣の開始が年度途中となった場合は、月割りにより計算することとします。(千円未満の端数は切り捨て。)

【⑪ 募集期間】

募集開始から募集定員に達するまで

【⑫ 応募方法】

応募の際には、美唄市地域活性化起業人申出書(別添様式 1)、派遣企業の概要がわかる書類(別添様式 2 の派遣企業概要書又は任意の様式可)及び派遣社員の職務経歴書(別添様式 3 の派遣社員職務経歴書又は任意の様式可)について、郵送又は電子メールにて提出してください。

【⑬ 応募後の流れ】

提出書類の内容及び面談により派遣企業を決定します。決定後、派遣企業の御担当者と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書(案)を作成します。本市と派遣企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

【⑭ 申込先】

電子メール提出先:gakumu@city.bibai.lg.jp

北海道美唄市教育委員会事務局 学務課 宛て

郵 送 提 出 先:〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

電 話 番 号:0126-62-3130

【⑮ 留意事項】

- (1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱」に定めるところによります。
- (2) 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとします。

【⑯ 問合せ先】

北海道美唄市教育委員会事務局 学務課

電子メール提出先:gakumu@city.bibai.lg.jp

電 話 番 号:0126-62-3130